平成２６年（フ）第５７１号
横浜市保土ケ谷区狩場町454番地58　グッドパレス保土ケ谷101号
破産者　小澤多美子
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６６８号
横浜市旭区白根２丁目45番30号　リバーサイド白根101号室
破産者　太田　信吾
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６８８号
横浜市鶴見区市場大和町10番43―513号
破産者　飯野　健一
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７０５号
神奈川県鎌倉市台２丁目９番４号　竹内荘１号
破産者　瀬戸　正雄
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８４号
静岡県田方郡函南町桑原1300番地の399
破産者　加藤　繁雄
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１１０号
松江市宍道町東来待566番地
破産者　武田　　勝
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７２号
広島市安芸区船越南３丁目10番２―102号　サンローレル船越
破産者　畑井京子こと　嚴　　京子
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６４号
愛媛県西宇和郡伊方町三崎1382番地
破産者　山本　清正
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２６年（フ）第９７号
高知市宮前町80番地１
破産者　藤澤　朋洋
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１０３号
高知市介良乙547番地５　アルカディア２―202
破産者　片川　　隆
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１０４号
高知市介良乙547番地５　アルカディア２―202
破産者　片川　智子
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第８０号
福岡県田川市大字川宮123番地、前住所福岡県糟屋郡志免町別府西３丁目14番１―1217号
破産者　人見由美子（旧姓井上）
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第８５号
鹿児島県鹿児島市唐湊４丁目21番29号
破産者　本田　紘史
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結

平成２５年（フ）第６２８号
千葉県流山市東初石３丁目103番地の22
破産者　岡田　　茂
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１３４０６号
東京都文京区千石２丁目23番３号
破産者　株式会社種橋器械店
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３号
東京都豊島区南長崎１―９―８　みのり荘201、開始決定時の住所東京都豊島区南長崎３―40―１
破産者　橋本　健功
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２２号
大阪市中央区北久宝寺町１―７―９、商業登記簿上の本店所在地大阪市西淀川区野里２丁目25番27号
破産者　高木糸業株式会社
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８２６号
大阪府東大阪市菱江３丁目16番10号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区島之内１丁目22番11号
破産者　株式会社鈴木康之
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０１５号
大阪市鶴見区今津中３丁目11番36号
破産者　有限会社川畠設備
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部